

6 長薬発第 736 号
令和 6 年 10 月 3 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 藤森 和良
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に
係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長について、今般、現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 10 月以降も引き続き取扱うことが示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いします。

一般社団法人 長野県薬剤師会 事務局 長 小池 医薬品情報室係長 小林／保険医療課長 桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
--

日 薬 業 発 第 241 号
令 和 6 年 10 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に
係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありました
のでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震により被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部
負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長については、令和6年2月29日付け日薬業発
第454号ほかにてお知らせしたところですが、今般、現在の令和6年能登半島地震によ
る被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和6年10月以降も引き続き別添のと
おり取扱うことが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会
員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

別添

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期
間延長のお願いについて（要請）

（令和6年9月30日付け事務連絡、総務省自治行政局公務員部福利課）

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 3 0 日

日 本 医 師 会
日本歯科医師会
日本薬剤師会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 3 0 日

地 方 職 員 共 済 組 合
（地共済事務局扱い）
東 京 都 職 員 共 済 組 合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 2 月 27 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 9 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 10 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、令和 6 年 9 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、同年 12 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を同年 12 月末日まで延長していただきたいこと。



事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 3 0 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 2 月 27 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 9 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 10 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしく申し上げます。

記

○ 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について

当面、令和 6 年 9 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、同年 12 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を同年 12 月末日まで延長していただきたいこと。